

3.学校教育と学校外教育との連携による子どもの学習支援

対策

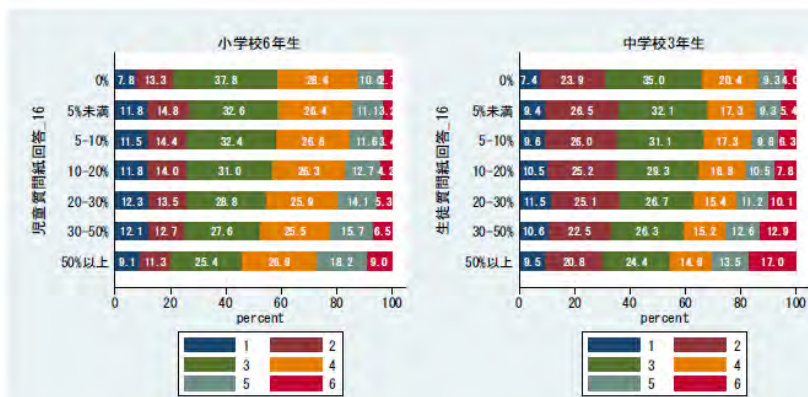
- 生活保護世帯、困窮世帯、ひとり親世帯等、学校への不適應傾向があったり家庭での学習が困難な子どもたちへの学校内外での学習支援サービス（居場所）の拡充
- 学校外機関と教職員等との連携による子どもの成長の包括的支援、保護者・子どもの教育的ニーズの掘り起し（指導の記録の共有、居場所から学校への適應の支援等）
- 福祉担当部局と教育委員会との連携体制の拡充（学校と福祉との連絡体制の明確化、学校でできること、福祉ができることの整理）

指標

- ・市町村別の学習支援サービスの導入状況（地方自治体）
- ・要保護・準要保護世帯の児童生徒の不登校率（学年別、時系列）

ヒビデンス (現時点)

- 学校外での学習保障による高等学校進学率の改善（第1回検討会大山構成員プレゼン）
- 学校別就学援助率と子どもの学習時間（塾含む）との関連性（北條2012）
- 要保護・準要保護率の高い学校ほど補充学習を実施（日下田・北條2012）（資料3.1）
- 要保護・準要保護児童生徒比率は小学校の小中学校の長期欠席児童比率と相関（日下田・末富2013）



(16) 学校の授業時間以外に、ふだん（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間もふくみます。）

1：3時間以上 2：2時間以上、3時間より少ない 3：1時間以上、2時間より少ない 4：30分以上、1時間より少ない 5：30分より少ない 6：全くしない

資料3.1

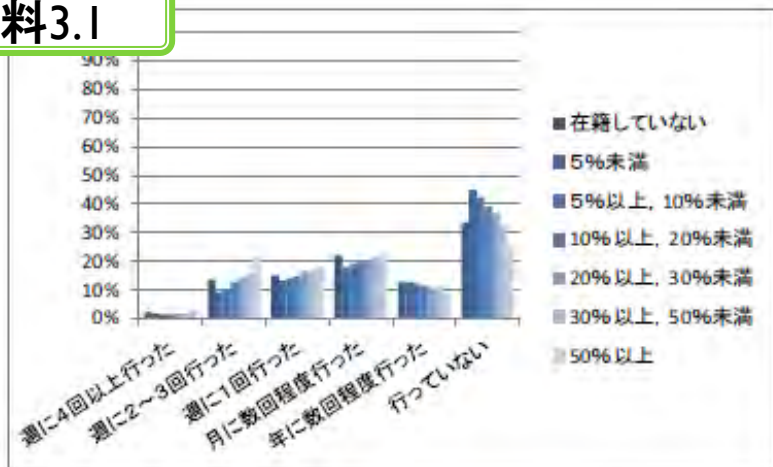


図 2.2.3 「放課後を利用した補足的な学習サポートを実施しましたか」

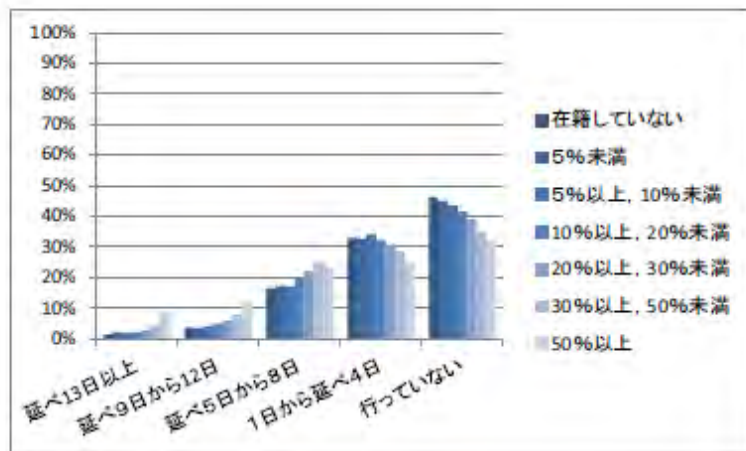


図 2.2.5 「長期休業日を利用した補足的な学習サポートを実施しましたか」

日下田・北條2012,p.83,84

学校外教育への投資戦略

- 教員加配や退職教員等活用による補充学習支援
- 自治体への補助金拡充によるローカルオプティマムの追求
- 優れた取組を行うNPOや民間事業者が継続して補助対象となるような複数年度事業の委託等

学習支援の類型

サービス供給主体	学習支援の内容	長短所
学校	教員による放課後・休業期間の補充学習	学校適応している児童生徒には効果が高い 貧困世帯の分離はできない
教育委員会（市町村）	退職教員等を活用した学習支援 学校支援地域本部、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等	派遣場所が学校である場合には、貧困世帯の分離は難しい 自治体の施設利用等であれば貧困世帯に特化した支援も可能 通学手段の保障が課題
NPO	NPOスタッフやボランティアによる学習支援（社会的居場所づくり支援事業）	学校に適応度の低い子どもの居場所から学習支援まで多様なニーズへの対応 補助金の継続性や場所の確保などでサービス継続に不安定性もある 通学手段の保障が課題
民間事業者	民間事業者への補助（秋田県東成瀬村、島根県雲南市等） 自治体の定める金額内での民間サービス利用（東京都受験生チャレンジ支援貸付事業≡バウチャー）	バウチャーの場合、利用者ニーズに応じたサービス選択ができる（金額の妥当性は要検証） ただし保護者の手続きの負担が大きい、学校・自治体の職員が支援する場合もある（東京都23区の事例） 非都市部の場合には通学手段の保障が課題（スクールバス利用等の事例もある）